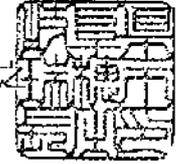


瑞協第60号
令和2年9月24日

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会長 様

瑞穂市長 森 和



諮 問 書

下記の事項について、瑞穂市まちづくり基本条例第21条に規定する貴委員会への諮問を行い、意見を求めます。

1. 諮問事項

- ① 市民協働のまちづくりに関する取り組みの審議及び評価について
- ② 今後の推進体制について
- ③ 瑞穂市まちづくり基本条例（平成23年瑞穂市条例第13号。以下「条例」という。）の見直しについて

2. 諮問趣旨

少子高齢化や価値観の多様化が進み、自治会加入率の低下やコミュニティの希薄化を心配しております。そのような状況下で地域課題は複雑化し、補完関係にある自治会、校区組織のそれぞれの役割にも変化が生じている状況です。

市民協働の取り組みについては、第2次総合計画に沿って進めておりますが、審議及び評価をいただき、さらなる推進のための体制について、そして条例の見直しについてのご意見を求めます。

特に諮問事項②につきましては、市民の協働体制をサポートするための中間支援組織の設立の必要性について、自治会や校区組織と良好なパートナーシップを保ち、わかりやすく簡素で機能的な市執行機関の体制についてご審議ください。

また、諮問事項③につきましては、条例制定より10年近くの年月が流れる中で、地域社会を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、「子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加」を含めた条例の見直しについてご審議ください。